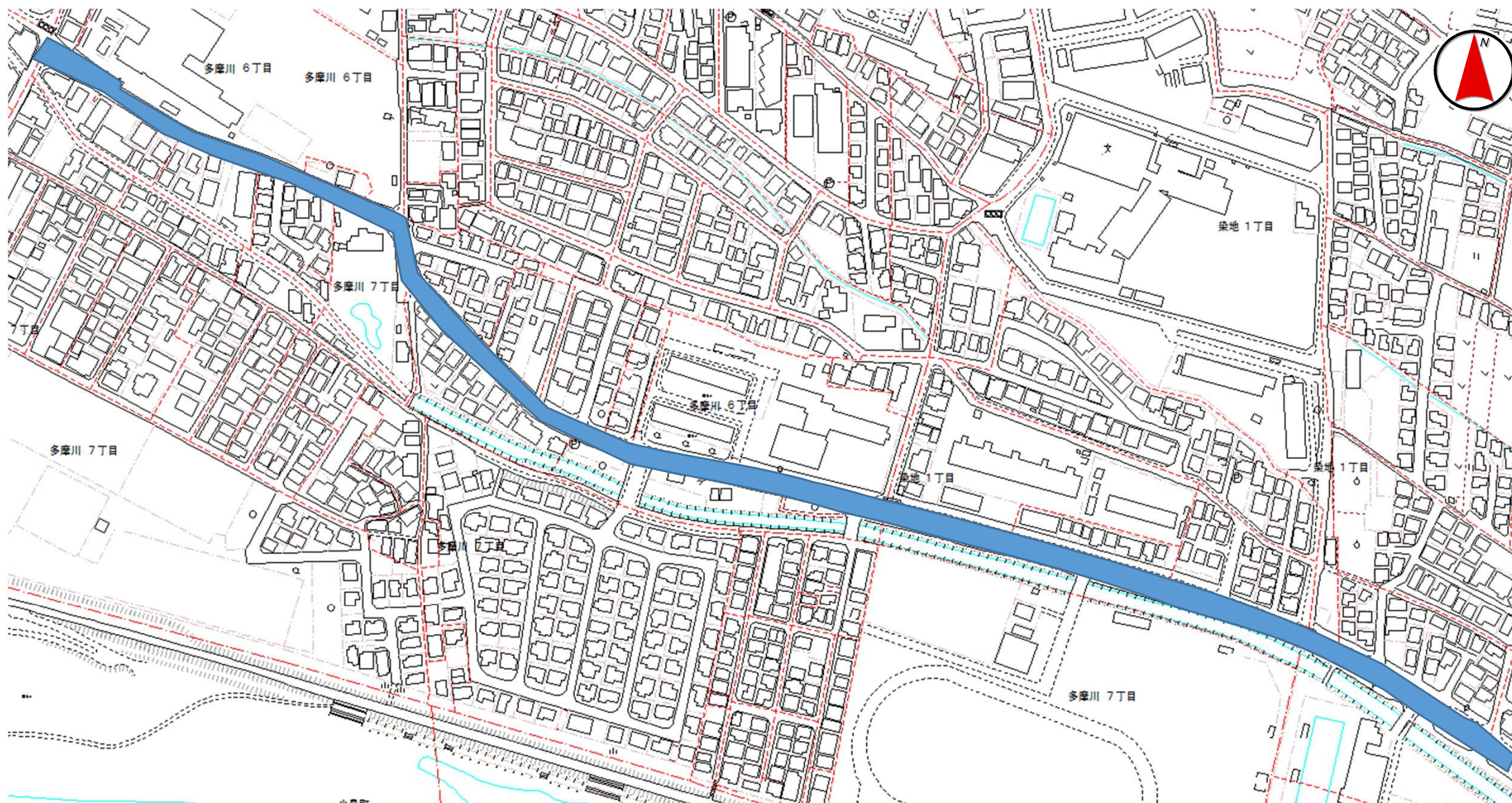


案内図



市道C20号線 延長900m

施工箇所: 調布市多摩川7丁目1番地先から調布市染地1丁目20番地先まで

令和8年度 一般会計	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	道路新設改良費	節	委託料
---------------	---	-----	---	---------	---	---------	---	-----

令和8年度市道C20号線測量設計委託その2			
委 託 費		¥	—
内訳	委 託 価 格	測 設	量 ¥ — 計 ¥ —
	消 費 税 相 当 額	測 設	量 ¥ — 計 ¥ —
	総 委 託 費	測 設	量 ¥ — 計 ¥ —

工期（実施期間） 令和 9 年 2 月 26 日

市 布 調

設 計 説 明	[測量委託]4級基準点測量11点 現地測量(0.015km ²)一式 中心線測量(路線測量)0.90km
	仮B.M.測量(路線測量)0.90km 縦断測量(路線測量)0.90km 横断測量(路線測量)0.90km
	打合せ協議(中間3回)
	[設計委託]施工計画 0.90km 現地踏査 0.90km 平面縦断設計 0.90km 横断設計 0.90km
	設計図 0.90km 数量計算 0.90km 照査 0.90km 報告書作成 0.90km

[件 名]			
委 託 総 括 書			
[委託業務名]			
委 託 項 目 ・ 工 種 ・ 種 別	内 容 (数量)	金 額 円	摘 要
測量委託			
応用測量	一 式		
路線測量	一 式		
路線測量	一 式		第 1 号表内訳のとおり
直接調査費			
旅費交通費	一 式		第 2 号表内訳のとおり
直接経費計			
技術管理費（精度管理費）	一 式		第 3 号表内訳のとおり
直接測量費計			
諸経費			
委託価格計			
消費税及び地方消費税の額			
委託料計			

[委託名] 測量委託 第 1 号 種 別 内 訳 書						
種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
路線測量						
作業計画						
4 級基準点測量		11	点			
現地測量	1/250 委託数量＝0.015km ²	1	式			
中心線測量（路線測量）		0.90	km			
仮 B. M. 設置測量（路線測量）		0.90	km			
縦断測量（路線測量）	直接水準	0.90	km			
横断測量（路線測量）	測点間隔 20m 直接水準	0.90	km			
打合せ協議						
打合せ	中間打合せ 3 回	1	業務			

第 2 号

種 別 内 訳 書

[illegible]

第 3 号

種 別 内 訳 書

[illegible]

[件 名]			
委 託 総 括 書			
[委託業務名]			
委 託 項 目 ・ 工 種 ・ 種 別	内 容 (数量)	金 額 円	摘 要
設計委託			
道路設計	一 式		
道路設計	一 式		
道路詳細設計	一 式		第 1 号表内訳のとおり
直接人件費計			
旅費交通費	一 式		第 2 号表内訳のとおり
電子計算機使用料	一 式		第 3 号表内訳のとおり
直接経費計			
直接原価			
その他原価	一 式		第 4 号表内訳のとおり
業務原価			
一般管理費等			
委託価格計			
消費税及び地方消費税の額			
委託料計			

[委託名] 設計委託 第 1 号 種 別 内 訳 書						
種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
道路詳細設計						
道路詳細設計（B）〔予備設計無し〕						
施工計画		0.90	km			
現地踏査		0.90	km			
平面縦断設計		0.90	km			
横断設計		0.90	km			
設計図		0.90	km			
数量計算		0.90	km			
照査		0.90	km			
報告書作成		0.90	km			

第 2 号

種 別 内 訳 書

[illegible]

第 3 号

種 別 内 訳 書

[illegible]

第 4 号

種 別 内 訳 書

市 布 調

特 記 仕 様 書

1 適用範囲及び一般事項

本委託は、この仕様書に規定されているもののほか、東京都建設局測量委託標準仕様書、同設計委託標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）に基づいて行うものとする。なお、東京都建設局制定の各標準仕様書の中で東京都若しくは知事とあるものは、調布市若しくは市長と読み替えるものとする。

また、土工などの作業については、東京都土木工事標準仕様書、同土木工事施工管理基準、同工事記録写真撮影基準に基づいて行うものとする。なお、東京都仕様書または基準の中で東京都若しくは知事とあるものは、調布市若しくは市長と読み替えるものとする。

2 個人情報の取り扱い

この委託における個人情報の取り扱いは、標準仕様書に規定されているもののほか、「情報セキュリティの確保に関する特記仕様書」によるものとする。

3 再委託

- (1) 受託者は、本業務等の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (3) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、調布市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

4 業務目的

本委託は、「調布市舗装維持管理計画」に基づき、舗装改良工事を予定している箇所において、測量及び設計を行い、工事発注に向けた資料を作成することを目的とする。

5 業務内容

- (1) 市が別途貸与する、「令和 8 年度市道 C 2 0 号線測量設計委託」の成果品である「測量作業計画書」・「現地踏査写真及び矢視図」・「設計作業計画書」を参考に受託者は業務を実施するものとする。また、連絡調整等を十分に行い、業務の方針及び条件等の疑義を正すとともに円滑に進めるよう努めること。
- (2) 業務項目は次のとおりである。

測量委託		設計委託	
1	4 級基準点測量 1 1 点	1	施工計画 0 . 9 0 km
2	現地測量 1 式	2	現地踏査 0 . 9 0 km
3	中心線測量 0 . 9 0 km	3	平面縦断設計 0 . 9 0 km
4	仮 B.M. 測量 0 . 9 0 km	4	横断設計 0 . 9 0 km
5	縦断測量 0 . 9 0 km	5	設計図 0 . 9 0 km
6	横断測量 0 . 9 0 km	6	数量計算 0 . 9 0 km
7	打合せ（中間打合せ回数 3 回）	7	照査 0 . 9 0 km
		8	報告書作成 0 . 9 0 km

※測量委託における、測量作業計画書・現地踏査資料については、「令和８年度市道Ｃ２０号線測量設計委託」の成果品を参考とすること。

※設計委託における、設計作業計画書については、「令和８年度市道Ｃ２０号線測量設計委託」の成果品を参考とすること。

(3) 設計条件

設計条件は下記の通りとする。

A. 測量業務

地域区分：市街地乙・平地

交通量区分：3,000 台以上/12 時間

伐採区分：伐採なし

委託数量：0.015 km²

縮尺区分：1／250

測点間隔：20m

曲線数：2～3

測量種別：直接水準

測量幅：45m 未満

共通（打合せ）

中間打合せ回数：3 回

B. 設計業務

地形区分：平地

車線区分：1～2 車線

断面：単断面

暫定計画：しない

歩道計画：しない

取付道路・付替水路・横断管渠：する

道路環境関連設計：しない

特殊法面設計：しない

成果品の分割：しない

軟弱地盤対策設計：しない

施工途中の車線変更設計：含めない

予備設計：なし

設計延長：1km 未満

(4) その他

- ・ 測量業務については、測量法による測量士資格取得後８年以上の実務経験を有する者又は測量士補資格取得後 12 年以上の実務経験を有し測量士の資格を取得した者であり、監督員と協議したうえで実施すること。
- ・ 必要な基準点測量成果資料は貸与する。
- ・ 設計に反映させる舗装補修の工法については別途資料を貸与する。
- ・ 「令和８年度市道Ｃ２０号線測量設計委託」の成果品を別途貸与する。
- ・ 測量に使用する機械器具については、（社）日本測量協会技術センター等が検定して発行する検定証明書等及びこれに準ずる社内検定証明書等を作業計画書に添付すること。
- ・ 本委託で用いる高さの基準は、原則として（T.P.）を用いる。
- ・ 打合せは、業務全体で共通とし、計５回実施する。打合せを行った際は、その結果について受託者が議事録を作成並びに速やかに提出し、委託者の承認を得ること。

6 主任技術者

標準仕様書第1章第1節1.1.7の5に定める主任技術者は、下記に示すいずれかの条件を満たす者とする。

- (1) 技術士（総合技術監理部門：道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- (2) 技術士（建設部門：道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- (3) RCCM（道路）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

7 照査技術者

東京都建設局設計委託標準仕様書第1章第1節1.1.8の3に定める照査技術者は下記に示すいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 技術士（総合技術監理部門：道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- (2) 技術士（建設部門：道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- (3) RCCM（道路）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

8 業務実績の登録

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のため確認のお願い」（旧称「業務カルテ」）を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」（旧称「業務カルテ受領書」）が届いた際は、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。

9 環境配慮

市は、地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す、ゼロカーボンシティ宣言を行っており、温室効果ガス排出削減や環境負荷低減に向け、「ISO14001」に適合、準拠した環境マネジメントシステムを導入している。このため、受託者は業務を行うに当たっては、環境法令を遵守するとともに、本制度の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守すること。

- (1) 業務において、電気・ガス・水道の使用抑制等、省エネルギーに努めること。また、再生可能エネルギーの利用に努めること。
- (2) 業務において、ごみの排出削減、リサイクルの推進、紙の使用量削減、食品ロス削減に努めること。
- (3) 業務において、「CHOFUプラスチック・スマートアクション」として、プラスチックの使用抑制、会議やイベント等での使い捨てプラスチック製品の使用削減に努めること。
- (4) 業務で使用・購入する物品等は、グリーン購入等、環境負荷ができるだけ少ないものを選ぶよう努めること。
- (5) 業務における移動や荷物の運搬等で自動車を使用する場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「環境確保条例」という。）」第34条に規定する低公害・低燃費車の使用及びアイドリング・ストップ等のエコドライブの実施により、エネルギー使用抑制に努めること。なお、ディーゼル車を使用する場合は、環境確保条例第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質

の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。また、当該自動車の使用車報告書及び当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の写しを提出すること

10 成果品

成果品は次のとおりである。成果品は、紙筒、ファイル綴、箱等に整理すること。

(1) 測量委託

	観測手簿	計算簿	平均図	成果表	点の記 (写真添付)	基準点網図	品質評価表	成果数値データ	点検測量簿	メタデータ	各電子データ	第三者機関の 検定表	成果表	精度管理表	線形図	打設点図	引照点図	その他資料
4級基準点測量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○
現地測量							○			○				○				○
中心線測量	○	○			○		○		○		○			○	○	○	○	○
仮B.M.設置測量	○	○		○	○		○			○				○				○
縦断測量	○						○		○		○			○	○			○
横断測量	○						○		○		○			○	○			○

※ 縦断測量・横断測量の成果図面は、設計図と併用とする。

※ その他諸資料等については、必要に応じて提出するものとする。

※ 測量成果簿は1部、図面は原図を各1部とする。

(2) 設計委託

	原図(原本)各1部	電子データ	備考
設計図(A3)	○	○	
数量計算書	○	○	
諸資料	○	○	現況写真等

※ 設計図の大きさは原則としてA3判(297×420)とし、横の長さは必要に応じて増すことができる。

※ 上記成果品を道路管理課に納入すること。成果品の納入後に、内容に不備が認められた場合は、速やかに受託者の責任において修正するものとする。

※ 電子データはCD-Rに格納すること。

※ 成果品に係る一切の権利は、原則として委託者である調布市に帰属するものとする。

11 その他

特記なき事項及び疑義が生じた場合は、監督員との協議により決定するものとする。

情報セキュリティの確保に関する特記仕様書

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- (3) (1)、(2)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

- (ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。
 - a 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
 - b 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
 - c 委託者との受け渡しに利用する外部記録媒体の使用及び保管管理（受け渡しの都度、コ

ンピュータウイルスチェックを実施すること。)

d その他、仕様書等で指定したもの

- (イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

- (イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物。以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該業務に係る情報を全て消去すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及びき損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に報告して、委託者の承諾を得ること。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

8 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から7までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、委託者が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から7までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

9 実地調査及び指示等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

10 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

11 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等、個人情報及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。